
令和7年度札幌市自転車マナー推進啓発業務

<業務仕様書>

令和7年（2025年）

札幌市市民文化局地域振興部区政課

1 一般事項

(適用範囲)

第1条 この仕様書は、札幌市市民文化局地域振興部区政課が「札幌市自転車マナー推進要綱」(以下「マナー推進要綱」という。)に基づき実施する「札幌市自転車マナー推進啓発業務」(以下「本業務」という。)の委託に適用する。

2 この仕様書の解釈に疑義を生じた場合又は記載のない事項の取扱いについては、委託者と受託者で協議のうえ定めるものとする。

(業務の準備)

第2条 受託者は、業務の目的を十分理解し、目的達成のために必要な人員を確保し、持てる能力を全て発揮するよう責任のある担当者を備えなければならない。

(業務計画書)

第3条 受託者は、契約後速やかに本業務実施に関する計画書を作成し提出すること。
(打合せ等)

第4条 業務の実施にあたっては、受託者は委託者と常に綿密な連絡を取り、疑義が生じた場合は委託者と協議のうえ、その指示に従うこと。

(資料等の貸与及び返還)

第5条 受託者は、業務を行う上で必要となる資料等の借用を書面で申し入れることができるものとする。この場合、受託者は貸与される資料等について借用書を提出しなければならない。

2 受託者は、業務完了したときは、貸与された資料等について直ちに返還するものとする。

(機密の保持等)

第6条 受託者は、本業務の処理にあたり知り得た一切の事項について、他に漏らし
てはならない。

2 委託者が提供する資料等を第三者に提供したり、目的以外に使用したりしてはならない。

(環境負荷の低減)

第7条 委託業務の実施にあたっては、環境に配慮し、エネルギーの節約及びリサイクルの推進に努めること。

(完了届)

第8条 業務完了後、完了届を提出すること。

2 実施期間及び実施時間

契約締結日から令和7年11月28日(金)

3 業務内容

1 準備

(1) 事前準備

業務に必要な人員及び物品等を確保し、業務の準備を行うこと。

なお、ちらし・ティッシュ等の啓発品を使用する場合は、業務計画に基づき委託

者が用意し、受託者に提供する。受領した啓発品は受託者が責任をもって管理すること。

(2) 実施場所までの交通費等

実施場所までの交通費等は受託者が負担すること。

2 「自転車マナー推進地区」におけるマナー推進啓発

(1) 実施内容

札幌市がマナー推進要綱に定める「自転車マナー推進地区」に啓発員を配置し、自転車利用者を中心とする通行人に呼びかけや啓発物の掲揚等により、自転車ルールの順守、マナーへの配慮を呼びかける。

また、呼びかけを行った人数について啓発を実施した日ごとに集計する。

(2) 時間帯

啓発を行う時間帯は、7時～20時までとする。

(3) 業務量

1人が1時間従事する作業量を1人時とし、合計で250人時以上実施すること。

啓発は、駐輪場、その周辺及び付近一帯において、原則、1回あたり2時間以上、7月から10月の期間に週2回実施を標準量とし、実施日程及び1回あたりの従事人数は受託者が委託者と協議して決定すること。

なお、道路上で実施する場合は通行の妨げにならないよう周辺状況に注意して実施することとし、道路上で位置を固定して実施するときは道路使用許可の要否等、警察署と協議すること。

3 調査業務

(1) 実施内容

自転車押し歩き地区内の委託者が指定する区域にて、委託者が指定する指定する項目を、委託者が指定する時間帯に、カウント調査を行う。また、集計データの比較検討を行い、安全で安心な歩行空間の実現に向けた歩行者・自転車利用者等における課題検討を行う。

なお、使用するカウンターは委託者が貸与する。

(2) 時間帯等

カウント調査は、7時から20時までの時間帯に実施することとし、受託者が委託者と協議して決定すること。

(3) カウント調査

想定する計測項目は、次のとおり。実施日程は受託者が委託者と協議して決定すること。また、計測内容は、計測状況を踏まえ、委託者が受託者と協議し、同等作業量の別の計測内容に変更する場合がある。

ア 通行量調査

通行状況（歩行者・自転車・押し歩き・その他）を単純計測する。

7月から10月の期間、毎月1回以上実施することとし、計測は1回につき2時間を標準とする。

イ 自転車の歩道走行状況調査

次の3項目について、30分毎の状況を計測し、走行自転車のみクロス集計する。また、30分毎に計測中の路上駐停車車両の状況を補記する。

7月から10月の期間、毎月1回以上実施することとし、計測は1回につき2時間を標準とする。

- ① 通行状況（歩行者・自転車・押し歩き・その他）
- ② 自転車の走行場所（車道・歩道）
- ③ 歩道走行する自転車速度（歩行程度、小走り程度、それ以上の3段階）

※ 速度の判別は、計測員の主観的判断として良い。

ウ 自転車走行状況調査

次の項目を単純計測する。実施回数は実施期間中に2回以上実施することとし、計測は1回につき2時間を標準とする。

- ① 携帯電話使用（ながら運転）
- ② 逆走
- ③ 歩行者妨害
- ④ その他、歩行者や他の自転車の安全を脅かす行為

※ ③④の判断基準については、委託者より別途指示する。

エ 自転車ヘルメット着用率調査

次の3項目をクロス集計する。実施回数は実施期間中に2回以上実施することとし、計測は1回につき1時間を標準とする。

- ① 自転車ヘルメットの着用有無
- ② 性別（男・女）
- ③ 年齢層（～24歳、25～64歳、65歳～）

※ 年齢層の判別は、計測員の主観的判断として良い。

4 啓発員の保険加入について

受託者は、上記業務に従事する啓発員が第三者に対し損害（対物・対人）を与えた場合に十分に賠償できる範囲の保険に加入すること。

また、保険に加入したことを証明する書類の写しを委託者に提出すること。

5 商店街団体など地域関係者との連絡調整等

受託者は、必要に応じ、対象区域における商店街団体等の地域関係者と意見交換等を行い、地域の意見を踏まえた啓発となるよう努めること。

4 提出物

下記について内容を委託者と協議し、提出すること。

- 1 業務実施計画書
- 2 啓発員の保険加入を証明する書類の写し
- 3 業務実施報告書
- 4 人数・台数カウント調査報告書

5 担当

札幌市市民文化局地域振興部区政課交通安全担当（札幌市役所13階南側）

Tel 011-211-2252